

二〇一六 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院展 式部省木簡の世界 第Ⅱ期展示木簡

— 役人の勤務評価と昇進 —

第Ⅰ期 一〇月一五日(土) — 一〇月三二日(月)

第Ⅱ期 十一月一日(火) — 十一月三日(日)

第Ⅲ期 十一月五日(火) — 十一月七日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。

I 勤務評価に使われた木簡

7 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。『平城宮木簡五』六三八〇号。

以下、官五—六三八〇のように略す)

(表) 去上

位子従八位上伯祢廣地

年卅二

河内国安宿郡

(裏)

長さ三九四mm・幅三二mm・厚さ一四mm 〇一五型式

河内国安宿郡(今の大阪府柏原市と羽曳野市の一部)に本貫地(戸籍の所在地)のある、三十二歳の伯祢廣地という役人の勤務評価の木簡。類例の少ない完全な形で残る勤務評価の木簡の一つ。

律令制に基づく役人の勤務評価には、毎年の評価である考課(単に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる位階昇進の評価である選叙(単に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。いずれも役人一人ずつの個人カードの体裁をとるのが特徴である。

また、勤務評価の木簡は、考課・選叙どちらの場合も側面に貫

通する孔があるのが普通。個人カードの木簡を多数横に並べ、紐を通して順序を固定するための工夫である。この木簡の場合は、上端から六四mmの表面に近い位置に孔があいている。径は約五mm。焼け火箸状のものであけた痕跡があり、また右側面から孔をあけたらしく、左に向かって孔の径が小さくなる。裏面中央には、途切れているが木簡を横切る太い墨線がある。同種の木簡を並べ、それら全体に線を引いたものか。

「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であったことを示す。年齢・本貫地を割り書きにする。去年の評価の左側には「今〇」と今年の評価を書き込むための空白、また年齢・本貫地の下には今年の上日数(出勤日数)を書き込むための空白がある。前年の評価など今年の資料がなくてもわかる部分。先に書いておいて、出勤日数や決定した評価が追記されるのである。理由はわからないが、この木簡は今年の情報を書き込む前に、再利用されることもなく廃棄された。孔が表面に近い位置にあることは、何度か削って使用されたことを示す。

「位子」は六位から八位までの役人の嫡子(実際には庶子も含む)。才能に応じさらに試験を行った上で大舎人(天皇の従者)・兵衛(天皇を守護し行幸に従う兵士。夜は京内の夜警も担当)・使部(諸司の雑役に従事)などに任じられた。「従八位上」は三〇階ある位階のうち、下から六番めにあたる。伯祢氏は、中国系の渡来系氏族で、河内国安宿郡に本拠地をもつ氏族として見える(『新撰姓氏録』)。

8 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片4

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇〇)

去不
正八位下 □

長さ(五五)mm・幅(三三)mm・厚さ四mm ○一五型式

正八位下某の考課木簡の断片。孔は木簡の上端から二八mmの位置にある。焼け焦げの痕が見え、焼け火箸状のもので孔をあけたとみられる。裏面を見ると、孔から下で裏面が剥離している。孔が木簡の表面に出てきてしまい、刃を入れて折ろうとした際に生じたものである。

「去不」は去年、評価の対象外であったことを示す。今年の評価は書かれていない。

9 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片5

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇六)

去上 [大初カ]

□ [今カ]

□ □ □ □

長さ(三九)mm・幅二五mm・厚さ五mm ○一五型式

大初位某の考課木簡の断片。側面の二カ所に孔があけられている。木簡の上端から一七mmの位置に一つと、ちょうど折損部となる三七mmの位置の一つで、上の孔は錐で、下の孔は焼け火箸状のものであけられている。最初にあけたのは下の孔で、削って再利用するうちに孔が表面に出てきてしまい、さらに上に二つめの孔をあけたか。しかしそちらも再利用するうちに表面に孔が出てきてしまったため、考課木簡としては使用不能となり、一つめの孔の部分で折って廃棄された。

10 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片6

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇七)

去不
資人留

長さ(五八)mm・幅二四mm・厚さ三mm ○一五型式

考課木簡の断片。孔は木簡の上端から四五mmの位置にあいている。径は約六mm。焼け火箸状のもので孔をあけた痕跡が残る。厚みがあり、孔の下で下部を切断している。8や9と違い、孔が表面に出てきたために廃棄したものではなさそうで、考課木簡の廃棄における何らかの作法があったか。孔のあいだまま考課木簡以外に再利用した例(5・6 (I期展示)、11、16 (III期展示))もあり、切断された下部は木簡もしくは木製品に再利用された可能性がある。

「去不」は、去年は勤務日数が不足するなどして、評価の対象とならなかったことを示す。「資人留(省)」は、本主(主人)の死去や解官によって職を失うなどした式部省付きの資人(従者)のこと。18・19 (I期展示)、51・52、83 (III期展示)にも類例がある。

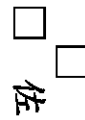
(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六一八五二〇)

(表)合一百卅八人

七人八位 卅三人初位
二人勲位 一百六人无位

〔進階カ〕
忘□□卅九人

(裏)



大炊寮

長さ(二七一)mm・幅(一九)mm・厚(一一)mm ○一九型式(〇一五型式)

上端と左右両辺は削りの原形を留めるが、下端は腐蝕のため原形を保つかどうか不詳。現状で下端から五二mmの位置の側面に、径約六mmの孔が横に貫通している。錐で孔をあけた痕跡が残る。考選木簡を天地逆にして二次的に転用したものである。裏面には木目に直行して三文字ほど墨痕が見え、ある段階には横材木簡として使用していた。

表面の文意は、各位を合計した数字が一四八人であり、そのうち四九人が年限を満たし成選となった、というもの。裏面の「大炊寮」が表面の人数と関係するならば、大炊寮の成選対象者の人数を書き上げたもの、ということになる。表面「応」字は現在ほぼ見えない状態。その下の文字も墨痕は見えない。三文字めは「階」の残画として矛盾しない。

大炊寮の選叙木簡を連れ、その最初にくる表題の木簡と考えればよさそうではあるが、孔の位置は下部にある。擬階(位階昇進の算定)の作業でメモのように使用した木簡なのかもしれない。大炊寮は、養老令の規定によると定員一七人で、うち二人の直丁(諸国から都に派遣された仕丁のうち、諸司に配属されて宿直を担当し雑用に従事した者)と三〇人の駈使丁(仕丁のうち、大蔵省・宮内省・春官坊の現業担当部門に配属されて労役に従事した者)を除くと八五人。木簡に見える八位以下の役人となると、大属以下となり八二人。養老二年(七一八)六月に

II 考選木簡の削屑の世界

49 考選木簡の長大な削屑3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二二)

(表)

□ 神護二年三月廿六日恩

〔少初カ〕
勅叙□□

(裏)

〔符カ〕
□符軍□符符

○九一型式

表裏両面に墨書のある長大な削屑。裏面は削屑の状態になってから書き込まれている。
「神護二年」は天平神護二年(七六六)のこと。事情は不明

だが、称徳天皇による特別の叙位が行われ、その対象となったことが考選木簡に書き込まれたのであろう。昇進して少初位といふごく低い位階の者までが対象となっているのであるから、実際にはかなり広範囲の叙位が行われている可能性があるであろう。
なお、『統日本紀』によると、この日は国司の任官が行われている(天平神護二年三月辛巳(二六日)条)が、叙位のことはい見えない。

50 考選木簡の長大な削屑4

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―六七三〇)

従^{〔八カ〕}□下伊福部豊国
年五^{〔十四カ〕}□□
美濃国山縣郡

○九一型式

美濃国山県郡は、今の岐阜県山県市、及び岐阜市と関市の一部にあたる。

美濃国山県郡に伊福部氏がいたことは、大宝二年(七〇二)の「御野国山方郡三井田里戸籍」からわかる(「戸主伊福部大庭」^{〔大日本古文書〕}(編年)一、五三頁)など)。

51 考選木簡の官職部分の削屑4

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七一三三)

留省□

○九一型式

「留省」は、本主(主人)の死去や解官によって職を失うな

どして、式部省付きになっている資人(五位以上の諸王・諸臣、大臣・大納言などに与えられる従者)。10を参照。

52 考選木簡の官職・位階部分の削屑

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七〇八二)

留省少初位

○九一型式

「留省」については、10・51を参照。

53 考選木簡の官職部分の削屑5

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七〇〇〇)

免神祇官

○九一型式

上端と右辺は木簡の原形を留める。「祇」以下には墨が塗られている。筆先を整えるための落書きか。「免」は、神祇官の某職を免じられたことを示す。

54 考選木簡の位階・人名部分の削屑3

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四五一八)

正八位下和毗登□

○九一型式

「毗登」は姓で、元は「史」と書いた。天平勝宝九歳(八天)平宝字元年、七五七)に聖武天皇の諱である首と、藤原不比等

の名を避けるため、姓の首・史を「毗登」に改めたらしい(『続日本紀』宝亀元年(七七〇)九月壬戌(三日)条)。しかし、実例による限り、その後も首・史を称し続ける例も多く、実際に「毗登」に改められたのは天平宝字五年(七六一)前後ともいわれる。

55 考選木簡の位階部分の削屑2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四三九五)

従八位

○九一型式

56 考選木簡の人名部分の削屑1

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四四八七)

□次田 □連カ

○九一型式

「次田」は吹田、鋤田とも書く。河内国安宿郡(今の大阪府柏原市と羽曳野市の一部)に本拠地をもつ氏族。元は無姓だったが、天武天皇十年(六八一)に連の姓を賜っている。

57 考選木簡の年齢・本貫地部分の削屑

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四〇六一)

〔年カ〕
□七十
□国 □

○九一型式

「年七十」は、勤務評価の木簡の役人の年齢部分。「国」はその左行に書かれる本貫地を示す「〇〇国〇〇郡」の一部。

58 考選木簡の人名・本貫地部分の削屑2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―六五二六)

□麻呂
右京

○九一型式

59 考選木簡の年齢部分の削屑2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―六八三七)

年六十七

○九一型式

60 考選木簡の本貫地部分の削屑2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―六七七一)

〔国カ〕
□海部郡

○九一型式

海部郡は尾張・隠岐・紀伊・豊後の各国にある。

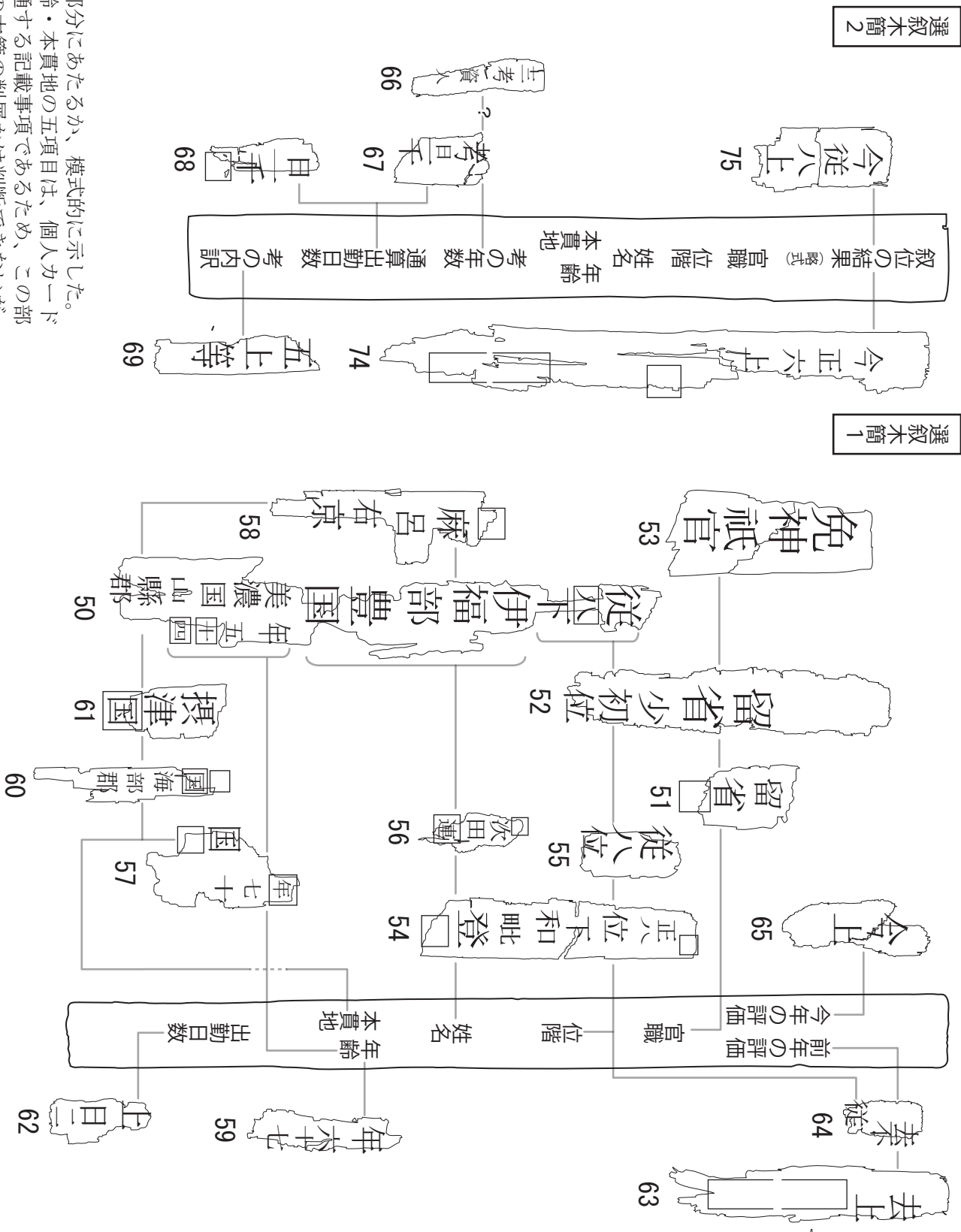
61 考選木簡の本貫地部分の削屑3

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―三九八九)

撰津 □〔国カ〕

○九一型式

考課木簡



II章の削層が考選木簡のどの部分にあたるか、模式的に示した。なお、官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人カードとしての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部分のみでは考課・選叙いずれの木簡の削層かは判断できないが、便宜上、考課木簡として示した。

62 考課木簡の上日数部分の削屑2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三九〇九)

上日二

〇九一型式

63 考課木簡の前年評価部分などの削屑

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三八八)

去上



〇九一型式

「去上」は、去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であったことを示す。

64 考課木簡の前年評価と位階部分の削屑1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六四三九)

去不

従

〇九一型式

「去不」は、去年は勤務日数が不足するなどして評価の対象とされなかったことを示す。

65 考課木簡の今年の評価部分の削屑2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八二二)

今上

〇九一型式

「今上」は、今年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であることを示す。

66 選叙木簡の考の年数と官職部分の削屑

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四三三三)

三考資人

〇九一型式

選叙の期限内に官職の異動があつた場合には、官職ごとに何年の考課を受けたかの内訳が書かれる。資人から別の官職に異動したため、あとの三年分の考課は、別の官職として受けたのである。但し、この内訳記載が選叙木簡のどの部分にどのような書式で書かれていたかは、厳密にはわからない。

67 選叙木簡の考の年数・上日数部分の削屑2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二五三)

考日一千

〇九一型式

選叙の期限内の出勤日数の合計を記した部分の削屑。「考」の上にはその年数が、例えば「六考」のように書かれるのが普通。

68 選叙木簡の上日数部分の削屑2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六五〇五)

日一千

〇九一型式

69 選叙木簡の考の内訳部分の削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二四五)

五上等

○九一型式

選叙の期限内の評価の内訳を記す部分の削屑。上等評価を五分受けていることを示す。六年で選叙の評価を受ける内分番(中央の非常勤の役人)の場合であれば、残りの一年度分の結果が左行に「一中等」、あるいは「一下等」と書かれていたはずである。

70 選叙木簡の本貫地・昇進位階部分の削屑1

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二七〇)

〔能力〕

□登国羽咋郡人

今□□〔授力〕

○九一型式

能登国羽咋郡は、今の石川県羽咋市、及び七尾市・かほく市の一部などを中心とする地域。

「今授」は選叙の評価による叙位の結果を示し、この位置に書かれる場合は、木簡上端の余白に書かれる場合(74など)とは異なり、「位」を省かず、上に「今授」を伴う。

71 選叙木簡の昇進位階部分の削屑1

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七九三)

今授外少

○九一型式

72 選叙木簡の本貫地部分の削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇三八)

那賀郡人

○九一型式

「那賀郡」は、「那珂」と表記されるものも含めると、伊豆・武蔵・常陸・石見・紀伊・阿波・讃岐・筑前・日向の各国にある。

73 選叙木簡の本貫地部分の削屑3

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三九三八)

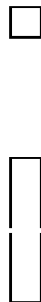
右京人

○九一型式

74 選叙木簡の昇進位階(略式)部分の削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二八五)

今正六上



○九一型式

上端と左辺は木簡の原形を留める。「今正六上」は、「今授正六位上」の略で、今年年限を満たして位階昇進の対象となり(成選)、正六位上を授けるの意。選叙の評価による叙位の結果を勤務評価木簡の上端に記入する場合には、このように「授」と「位」を略した書式が用いられる。

75 選叙木簡の昇進位階（略式）部分の削屑3

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三二一〇

今従八上

上端と左辺は木簡の原形を留める。

○九一型式

76 特別の叙位に関わる削屑2

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七七〇

月廿八日恩 勅進

○九一型式

49と同様に、天皇の判断による特別の叙位が行われたことを示す削屑。『統日本紀』によると、東西溝SD四一〇〇の木簡が帰属する天平宝字末年から宝龜元年頃にかけて（七六〇年代後半から七七〇年まで）の時期に、二八日附の恩勅叙位は知られない。但し、天平宝字八年（七六四）一月二八日に大赦があり、また神護景雲三年（七六九）三月二八日も大赦があるから、大赦の時に一部恩勅の叙位も行われたのだろうか。

77 藤原仲麻呂の乱に連座したことを記す削屑

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮五一六一七〇

仲万呂支党除名

○九一型式

天平宝字八年（七六四）九月の藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱後の措置として、仲麻呂に与したかどで除名（役人の名簿から削除するの意で、罪を犯した役人の位階や勲位を六年間全て剥奪

する附加刑）に処されたことを示す記載。

78 「省符」と年紀の書かれた削屑2

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮四一四二一六

□ 省 □ 「景雲三年九月廿二日」

○九一型式

「省」の次の文字は、類例からみると、「符」となる。『省符』（式部省符）と同じ日付の組み合わせの削屑が複数あり、何らかの勤務評価の木簡の一部とみられるが、具体的な書式などはわからない。「景雲三年」は神護景雲三年（七六九）のこと。

79 式部省で使われた横材の削屑3

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮四一四二七九

□ 𠄎 𠄎
𠄎 𠄎 □

○九一型式

80 式部省で使われた横材の削屑4

（三三）次補、SD四一〇〇出土。宮四一四八五二

□ 𠄎 □
□ □ □
□ □ □
[𠄎] 𠄎

○九一型式

III 式部省木簡の広がり

128 大学寮から宿直担当者を報告する木簡2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五二)

(表)大学寮解 申宿直官人事 員外大属破斯清道

天平神護元年□月廿四日

[正カ]

(裏) 大学寮宿直

□□无位□廣□

□□丁□□人
[直カ]

長さ二六八mm・幅三二mm・厚さ三mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられている。宿直は、夜勤(宿)と日勤(直)の総称。員外大属は定員外の特任の第四等官。一人で宿直したとは考えにくいから、担当者ということだろうか。天平神護元年は七六五年。

表面割書右行の「破斯」はペルシャ(今のイランを中心とする地域にあった古代西アジアの国家)のこと。普通「波斯」と書くが、偏が違っても通用する場合があったことは、「難波」を「難破」と書くことからわかる(『平城宮発掘調査出土木簡概報』四三、二〇頁下(一七五)以下、平城木簡概報四三二〇下(一七五)のように略す)、平城木簡概報四四一六上(一三五)。「破斯」と書かれた部分は、大学寮の員外大属のウジ名にあたる部分なので、出身国名をそのままウジ名として名乗っていたことがわかる(同様の例としては、百濟氏・新羅氏・高麗氏などがある)。すなわち、ペルシャ人が事務官としてではあるが、大学寮に勤務していたことになる。あるいは学識を買われての登用

かも知れない。

従来、平城京にやってきたペルシャ人としては、天平八年(七三六)に帰国した天平の遣唐使とともに来日した李密翳が知られるだけだった(『続日本紀』天平八年十一月戊寅(三日)条)。同時に来日した唐の楽人皇甫朝も神護景雲年間(七六七〜七七〇)に役人としての活躍が知られており、李密翳との関係は定かでないものの、外国人が八世紀後半の日本古代の役人社会に定着して活躍しているさまがうかがえる。

なお、破斯清道の祖国ペルシャは、李密翳が日本にやってきた頃のウマイヤ朝ペルシャが七五〇年に滅びてアッバース朝が成立するなど、激動の時代を迎えていた。

裏面にも、大学寮からの宿直担当者の報告と思われる記載が残るが、表面とは担当者が異なる。一部書式が整わない部分もあるが、式部省でのチェックを受け、不要になったあと大学寮に返送され、同じ材を何度も宿直報告に用いた可能性があり、一つ前の段階の宿直担当者の報告、あるいはその書き損じがそのまま残ってしまったと考えることもできるだろう。

129 散位寮から宿直担当者を報告する木簡2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五五)

(表)散位寮解 申宿直事

[史カ]
□生従八位下□□□□
使部□□□□
[穴太上中カ]

(裏)直丁宗部小友

天平神護元年□月十八日

長さ二二九mm・幅三二mm・厚さ五mm ○一型式

散位寮が上級官司の式部省に対して宿直担当者を報告した

木簡。散位寮は、散位（位階をもちながら、特定の官職に就いていない役人）を管轄し、本寮に詰める六位以下の散位の勤務差配を行った。

史生は書記官。散位寮には六人が配属されていた。使部は各官司に配属された雑用係で、内六位以下八位以上の嫡子（これを位子と呼ぶ・嫡子はここでは家の継承者。不足の場合は嫡子以外の子（庶子）も対象とされた）のうち、身体が丈夫でなく文筆や計算が不得手で下等と評価されたものを充てる。散位寮には二〇人が配属されていた。また、直丁は諸国から都に派遣された仕丁のうち、諸司に配属されて宿直を担当し雑用に従事した者。散位寮には二人が配属されていた。天平神護元年は七六五年。

河内職から宿直担当者報告する木簡

（三二）次補、SD四一〇〇出土。宮五一六一六三

河内職解 申宿直

長さ（一九七）mm・幅三三mm・厚さ一mm ○一型式

河内職が宿直担当者を報告した木簡の断片。河内職は神護景雲三年（七六九）十月に、由義宮を西京としたのに伴い、摂津職にならって河内国（今の大阪府東部）を改めたもの『統日本紀』同月甲子（三〇日）条。宝亀元年（七七〇）八月、称徳天皇没後まもなくの道鏡失脚に伴って河内国に復した『統日本紀』同月乙卯（二六日）条）ので、この木簡はこの間十カ月余りの間のものとなる。

なお、河内職の宿直報告の解が、式部省木簡とともに出土する理由は不詳。

統勞錢の付札4

（三二）次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六四

（表）益田君倭麻呂統勞錢

（裏）神龜五年□月廿七日

長さ二四四mm・幅一五mm・厚さ三mm ○三三型式

益田君倭麻呂の統勞錢の付札。官職や位階が書かれておらず、出仕したばかりの者であろうか。統勞錢は、資錢ともいい、定員オーバーで官職に就けなかった六位以下の役人や位子（六位から八位までの役人の嫡子）などが納める錢のこと。これにより位階昇進判定の対象となる資格（「考」）をつなげることができる、文字通り「勞」を「統」ぐための「錢」である。この木簡には額は記されていないが、五〇〇文が定額だった。また、この木簡には統勞錢の木簡に多く見られる式部省が検収したことを示す追記が残らない。神龜五年は七二八年。やや小振りだが、非常に丁寧な作りが目を引く。切り込みの加工も四周の削りもきつちりと仕上げられ、上下両端は山形に整形されているが、形に実用上の意味はなさそうである。

統勞錢の付札5

（三二）次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六五

（表）依智秦公豊

（裏）進錢 神龜五年十月十四日

長さ二四四mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三三型式

依智秦公某が納めた錢の付札。単に「進錢」とあって、額やその名称、及び検収の記載は書かれていないが、多数出土している類例からみて、統勞錢の付札とみられる。神龜五年は七二八年。

依智秦氏は、近江国愛智郡を中心とする地域を本拠地とする渡来系氏族。

133 続労銭の付札6

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六七)

(表) 〇少初位下大県史万呂銭五百文

(裏) 〇神龜五年九月廿八日

「勘尾張小塞真国」

長さ一五九mm・幅二九mm・厚さ四mm 〇一型式

大県 史万呂の続労銭の付札。大県史は河内国大県郡(今の大阪府柏原市・八尾市の一部)を本拠地とする百済系の氏族で、神龜二年(七二五)六月に和徳史龍麻呂ら三八人が大県史への改氏姓を受けており、『続日本紀』同月丁巳(六日)条、この木簡の年紀はそれと矛盾しない。

「勘」として銭の収納を担当したことが追記されている「尾張小塞真国」は、「尾張小塞」が複姓のウジ名であろう。延暦元年(七八二)十二月の小塞宿祢弓張の申請によると、六七〇年の庚午年籍では尾張姓を名乗っていたが、六九〇年の庚寅年籍作成の際に居地に因んで小塞姓になったといい、尾張姓への復帰が認められている(『続日本紀』同月庚戌(二日)条)。しかし、この木簡によると、実際にはそれ以前から尾張を付して複姓を名乗る場合があったことがわかる。神龜五年は七二八年。

なお、続労銭の多くが上端に切り込みをもつ〇三二型式または〇三三型式であるのに対し、切り込みをもたない代わりに上部に孔を穿った〇一一型式をとる。ここに銭を束ねた紐を通したのであろう。

134 式部省で使われた題籤軸4

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六六)

(表) 諸家并

諸司

〔移牒カ〕

(裏) □

長さ(八五)mm・幅三九mm・厚さ五mm 〇六一型式

諸家・諸司から式部省に送られてきた文書を貼り継いで保管するための題籤軸(見出し付きの文書の軸)か。120(I期展示)の「諸司解/諸司移」の題籤軸が参考になる。軸部は完全に折れて残らないが、下端中央にその痕跡がある。

135 式部省で使われた題籤軸5

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六五)

(表) 上日

(裏) 上日

長さ(三五)mm・幅八mm・厚さ四mm 〇六一型式

単に「上日」としか書かれていないので、式部省の役人の上日に関わる文書の題籤軸か。題籤部の長さは三〇mm。

136 式部省で使われた題籤軸6

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六一)

□ 申故

長さ(一一八)mm・幅二七mm・厚さ八mm 〇六一型式

「申故」は欠勤理由の意味とみられ、121（I期展示）と同様に欠勤理由を報告する文書を貼り継いだものの題籤軸か。題籤部の長さは六二mm。

137 出羽国の郡司考状帳の軸

（二五五次、SD二一六四〇出土。宮六一九八八三）

〔状帳カ〕

（木口）出羽国郡司考□□
（木口）神龜五年

長二九五mm・径一六mm ○六一型式

完形の棒軸。木口の両端に墨書がある。側面の削りはやや粗く完全な円柱状ではなく若干面が残る。考状帳は、考課の実績を具体的に記した文書。出羽国（今の山形県・秋田県地域）の各郡の郡司に関するものを一巻の巻物にし（国で清書し直している可能性がある）、式部省に報告した際の軸であろう。
平城宮中央区と東区の間を南流する基幹排水路SD三七一五の南端付近からも、木口に「天平寶字四年□□□史考状□〔帳カ〕」と書かれた棒軸が出土している（宮七一一九四八）。

138 棒軸を再利用した木簡2

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二二八）

外従初上物部浄人 年卅一 荒玉
遠江国敷智郡人 □□〔字カ〕
□□〔年カ〕 遣高麗使叙位

長さ二九六mm・幅一七mm・厚さ三mm ○一型式

遣高麗使としての任務を終えて帰国したことを称し、特別の叙位を受けたことがみえる木簡。東西溝SD四一〇〇出土木簡には、「依遣高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進二階叙」と書かれたものがあり（宮四一三七六七）。この木簡も側面に孔をもつ〇一五型式の木簡で、この時の叙位で二階級特進を受けた役人の叙位に関わる考選木簡を横に並べてその冒頭に見出しとして付した木簡とみられる。「続日本紀」にも同日付の叙位の記事がある（同月丁卯（二八日）条）。138は年の部分を読み取れないが、同

じ天平宝字二年（七五八）十月の叙位とみてよいだろう。
本貫地のうち郡名は、当初の「敷智」を抹消した上で右傍に「荒玉」と書き直している。荒玉郡は今の静岡県浜松市浜北区付近。「和名類聚抄」では亀玉郡とする。藤原宮出土木簡に「荒玉評」が見える（奈良県教育委員会「藤原宮」五五号）。敷智郡は今の浜松市南部と湖西市付近。「従初上」は少初位上のことか。裏面が円弧状を呈しているのは、122（I期展示）や137のような棒軸を縦に割いて再利用した痕跡で、類例に123（I期展示）があ

ある。138も内容的には考選木簡の類型に含まれるが、側面の穿孔をもたない。本質地を修正するなど比較的ラフな筆跡であることからみると、考選木簡の下書きのようなものであるか。

139 甲斐国からの養錢の付札

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四六六二)

(表) □ 斐国山梨郡加美郷丈部字万呂六百文

(裏) 天平寶字八年十月

長さ(一〇九)mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三三型式

錢の付札。六百文という額からみて、養錢の付札であろう。甲斐国山梨郡加美郷(今の山梨県山梨市北部を中心とする地域)から、衛土または仕丁として都に赴いた丈部字万呂の生活費の名目で収められたもの。
天平寶字八年は七六四年。

140 駿河国からの煮ガツオの荷札

(表) 駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩

(裏) 天平寶字四年十月專当 国司掾従六位下大伴宿祢益人

郡司大領外正六位 □ 生部直 □ □ 理

〔上カ〕 〔信陀〕

長さ二〇五mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三三型式

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七九〇二)

駿河国駿河郡古家郷(今の静岡県沼津市原付近か)から調として納められた「煮堅魚」の荷札。天平寶字四年は七六〇年。表面の「春日部与麻呂」は調の貢進者。裏面の「專当」は担当の意味で、ここでは調の納税業務および都への貢進を担当した国司・郡司を指す。専当国司・郡司までを記す荷札は珍しい。「捌斤伍兩」は、約五・六kg。数量表記に「捌」「伍」のような大字(主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字。「壹」「貳」「參」「肆」など)が使われているのも、荷札木簡にはあまり見られない特徴である。

裏面の郡司大領生部直信陀理は、天平十年度(七三八)駿河国正税帳に見える「壬生直信陀理」(『大日本古文书』(編年)二、七三頁)と同一人物であろう。

「煮堅魚」はカツオの加工品。代表的なカツオの加工品には「荒(鮓)堅魚」があり(単に「堅魚」と記す場合もある)、煮堅魚は荒堅魚よりも高級品で、一人あたりの煮堅魚の貢進量(重さ)は、荒堅魚の七分の五にあたる。荒堅魚を今日の鰹節の原型、煮堅魚をなまり節のようなものとも見る見解もあるが、なまり節状のものを腐らせずに駿河から平城京まで搬送できたかは疑わ

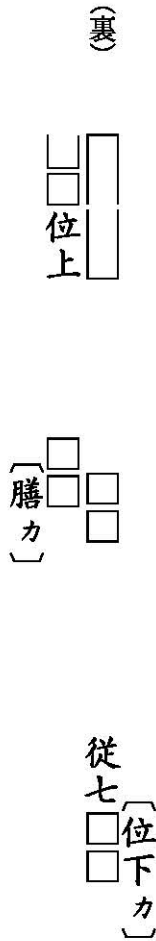
しい。あるいは、煮堅魚を鯉節に近いものに当て、荒堅魚は茹でるなどの工程を伴わない干物の類とみることも可能と思われる。そう考えれば煮堅魚の方が高価であったことも理解しやすい。なお、やや変わったカツオの加工品に「堅魚煎汁」(京三―四九七五)があり、こちらはカツオを煮詰めてとった調味料とされ

る。煮堅魚を生産する際の副産物かも知れない。文字は、小振りだが端正な楷書体で丁寧に記されている。しかもよく見ると、紐をかけても文字が隠れないよう、上下両端の切り込みの間にうまく割り付けられている。ただ、右辺中央付近の切り込みは用途不明。

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六一八七七五)

(表) 大進正六位上勲十二等大津連船人 少進正七位上勲十二等春日藏首大市
少進従六位上勲十二等百済王全福 大属従七位下勲十二等膳造

(石別カ)



長さ(二八六)mm・幅(二四)mm・厚さ(四)mm ○六五型式

官職・位階・人名を一段に二行ずつ、二段にわたって記した木簡。下端はヘラ状に二次的に整形されている。幸いなことに、表面に見える四名は他の史料によって経歴を確認することができ、天平八年(七三六)前後の左京職の役人名を列挙したものであることがわかる。

「大津連船人」は、天平七年十一月より左京大進と見え(『大日本古文书』(編年)一、六三二・六三五・六四一頁)、天平九年九月に正六位上から外従五位下に叙されている(『続日本紀』同月己亥(二八日)条)。

「百済王全福」は、天平八年四月・十一月に従六位上行左京少進勲十二等(平城木簡概報二四―八上(三三三・三四)、同二九―一三上(六一)、同三〇―五上(五))、天平十二年二月に正六位上から従五位下に叙されている(『続日本紀』同月丙子(一

九日)条)。「春日藏首大市」は、天平七年十一月に左京少進(『大日本古文书』(編年)一、六三二頁)、天平八年十月に少進正七位上勲十二等(平城木簡概報二四―八上(三七))、天平十七年四月に造宮省丞正六位上(『大日本古文书』(編年)二四、二九五頁)と見える。

「膳造石別」は、天平八年七月・九月に従七位下行大属勲十二等(平城木簡概報二四―八上(三五・三六))、天平十年四月に伊勢大目(『大日本古文书』(編年)二四、七五頁)と見える。この時期の左京職の下級役人としては、他に少属衣縫連人君の存在が知られる(天平七年十一月・天平十年八月、『大日本古文书』(編年)一、六三一・六三二・六三五・六四一頁。平城木簡概報二二―九下(三四・三五)・一〇上(三六)、同三一―一

IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用

166 考文の付札

(一五五次、SD一六四〇出土。宮六一九八八七)

二上(九三三)。裏面の残画は、彼を含む左京職の役人の名を列記したものである。裏面には三名分の墨痕が確認できるが、左京職の定員は、大進一名・少進二名・大属一名・少属二名であるから、このとき大属か少属が定員外にもう一名いたことになる。なお、大夫(長官)・亮(次官)が見えないのは、彼らが五位以上だったからであろう。勤務評価の対象が六位以下の下級役人であることをよく示す木簡といえよう。

142 タイのスシの付札

(三三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六八三)

鯛春鮓一籠

長さ一九四mm・幅二六mm・厚さ三mm ○三三型式

タイの「春鮓」を入れた籠に付けられた、整理・保管用の付札。「春鮓」は未詳。延喜内膳司式年料御費条では、伊勢国から「鯛春鮓二担廿籠」を年に二度貢進することになっている。平城京左京七条一坊十六坪の東一坊大路西側溝からは、「鯛春須」と書かれた付札の断片が見つかっている(平城木簡概報三一―九下(五三))。「春」と記されていないタイのスシについては、若狭国や志摩国から貢進された荷札の例がある(宮一―三九九、平城木簡概報二二―三四上(三四四)、同三一―二八下(四〇八)、同二二―一九下(一六二)、同三一―二三上(二九九)・二三下(三〇二))。

(裏)末了
(表)神亀二年諸司 上長 考文

長さ一三二mm・幅二四mm・厚さ一〇mm ○三三型式

神亀二年の勤務評価の原案につけられた付札。神亀二年は七二五年。

「上長」は「長上」の誤記で、長上官(常勤の役人。勤務評価の前提として年間二四〇日の勤務が必要であった)の意味であろう。「考文」は、役所が所属する役人の毎年の勤務成績をまとめて報告する文書。中央官司の長上官の考文は、令や「弘仁式」「延喜式」の規定では、十月一日に太政官(弁官)に送るよう命じられている。「末了」は未了の意味と思われる、作業中の考文を一時保管する際に付けられた付札であろうか。

上端の切り込みは紐をかけて文書に括りつけるためのものだが、よく見ると左右で位置や形状が若干異なる。また、裏面には刃物が深く入りすぎた痕跡も認められる。比較的作りが粗い木簡といえる。このような加工痕跡も注目される。

167 掃部司の選文の付札

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇二九九)

掃部司選文二卷

長さ七五mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三三型式

完形の小さな付札。側面は面取りされており、裏面は表面より幅が狭い。文字はやや浮き上がった状態で残る。

「掃部司」は、宮内省の管轄下にあり、敷物類（筵など）の管理、行事の際の設営や、清掃を担当する役所。「選文」は、一定年数の勤務評価を積み重ねて位階昇進の資格を得た役人について、その年数分の評価をまとめて報告する文書。諸司の選文は、長上官のものは弁官・太政官經由で、また番上官のものは直接式部省に集められた。この木簡は、こうして式部省に集められた掃部司の長上官と番上官の選文各一卷を一括し、式部省で付した付札であろう。

奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑3

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇三六六)

五中上 善六

〇九一型式

選叙に関わる木簡の削屑。「五中上」は、考課（一年ごとの総合評価）において中上（九段階評価の上から四番め）の評価を五年分受けた、の意。その下の「善」は、考課の前提ともなる付加評価のこと。令の規定によれば、「徳義（人格が優れること）」「清慎（清廉で謹直なこと）」「公平（私心なく公に尽くすこと）」「恪勤（勤勉なこと）」の四つが「善」を得る基準とされた（考課令善条）。ただし、徳義・清慎・公平は一度獲得すれば原則的に効力が永続することもあり実際には滅多に与えられず、実例では「善」のほとんどが恪勤（効力は一年のみ）によるものという。いつの時代も、マジメにコツコツが一番ということか。

九段階での評価を受けるのは通常は内長上（中央の常勤の役人）のみで、内分番（中央の非常勤の役人）など他の身分の者は上・中・下の三段階で評価されるのが一般的だった。したがって、単純に考えれば168は内長上の選叙に関する木簡となる。一方、善が

奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑4

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇四六二)

小心謹卓執当幹

〇九一型式

楷書に近い丁寧な文字で書かれた削屑。内容は、内分番（中央で働く非常勤の役人）の毎年の勤務評価（考課）の基準を定めた令の条文（考課令分番条）の一部である。井戸SE一四六九〇からは他にも同一箇所の文言を記した削屑が出土している（宮六一〇四五九〜一〇四六四）。

習書の可能性も考えられなくはないが、たいへん丁寧な文字で書かれており、また評価が下等の考課木簡の裏面に天地逆に「違違不上、執当虧失」と書かれた事例がある（宮六一八六一六）ことから、これらは考課木簡の裏面に記されていたものとみられる。

【参考】考課令分番条（傍線部が169の文言）

凡分番者、毎年本司量其行能功過、立三等考第。小心謹卓、執当幹了者、為上。番上無違、供承得済者、为中。

違不_レ上、執当虧失者、為_レ下。対定、訖具記送_レ省。

(大意) 分番の官人については、毎年所属官司が以下の基準に則り、三段階の勤務評価を定めよ。謙虚かつ謹直に取り組み、担当分の仕事をしつかり完了した者は「上」。きちんと出勤し、無難に仕事を済ませた者は「中」。出勤を怠り、担当分の仕事をこなせなかった者は「下」。本人にも結果を通知し、そののち書類にまとめて式部省に送付せよ。

170 大神宮と配した木簡

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六七九)

大神宮

長さ六七mm・幅二二mm・厚さ三mm ○三二型式

小型の付札。延喜伊勢大神宮式大神宮条や同神名式上伊勢国条などによれば、「大神宮」は伊勢神宮内宮を指す。内宮のための幣帛などに付けられたものか。

上端の切り込みは、左右で形状や位置がずいぶん異なる。これに紐を結わえたら、かなり斜めに掛かることになるだろう。さらに注目したいのが下端部の様相。表面からは欠損しているように見えるが、裏面から見ると、下端より数mmほど上の部分で横方向にほぼ一直線に折られているのがわかる。おそらく、現状での裏面から刃物を途中まで入れ、切り込みを入れてから折りとったのであろう。その後削りて形を整えることもされず、全体に粗雑な作りとの印象を受ける。例えば、「大神宮」用の幣帛などが届いた際に一時的に添付したような、現在の付箋に近い簡易な使い方などが連想されよう。

171 伊勢国からの庸米の荷札

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六五六)

伊勢国度会郡継椅郷庸米四斗

長さ(二〇五)mm・幅一九mm・厚さ三mm ○五一型式

庸として納められた米の荷札。伊勢国度会郡継椅郷(『和名類聚抄』では継橋郷)は今の三重県伊勢市の一部。度会郡は伊勢神宮の神郡で、そこから貢納される租税は伊勢神宮の祭祀の用度や社殿の修理などに供された。神戸の調庸に余分があれば、神祇官に納め置くことになっていたとい(『令集解』神祇令神戸条古記)、平城宮で出土した¹⁷¹は、神祇官関係の遺物として神祇官の所在を考える有力な根拠となった。

庸は古代の税目の一種で、十日間の労働の代わりに布を納めるものだが、実際には米で代納されることが多く、主として地方から上京し仕丁(男性)や采女(女性)などとして働く人びとの食料に充てられた。米の支給量は一人一日二升が基準で、古代の一カ月は三〇日ないし二九日だったため、庸米は六斗(二升×三〇日)または五斗八升(二升×二九日)にまとめられることが多く、¹⁷¹のような四斗の例は珍しい。これは度会郡が伊勢神宮の神郡で、他郡と異なり庸が神宮のための費用に供された故であろう。なお、古代の四斗は今の一斗八升(米約二七kg)ほどにあたる。完形のようなだが、よく見ると下端がわずかに欠損しており、本来は尖らせられていたものと思われる。下端を尖らせる加工は米の荷札によく見られる。ただ、尖らせるために斜めに刃を入れ始める箇所が左右で大きく異なり、現状ではほとんど左辺からのみカットしているように見える。何とも不格好な加工である。

172 鴨社と配した木簡

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六八〇)

鴨社籠

長さ(九〇)mm・幅一八mm・厚さ二mm ○三二型式

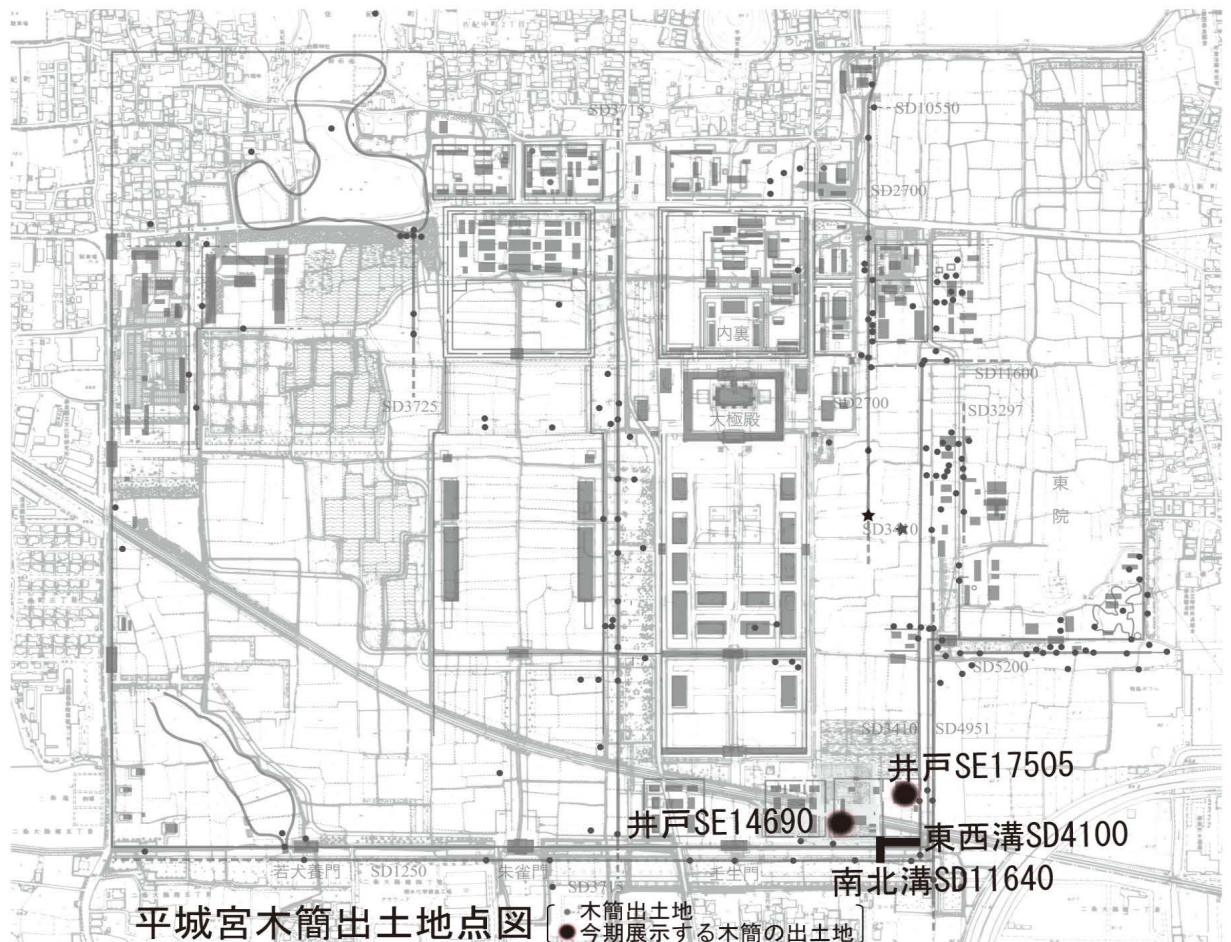
た時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、パイパス的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

井戸SE一四六九〇(展示番号159、161、167、169、174、176) 一九九一年

奈良時代後半の神祇官西院の下層で見つかった奈良時代前半の式部省の井戸。井戸枠などの構造物は抜き取られて残らない。掘方の当初の規模は一辺約五m、検出面から深さ約二・二m程度とみられる。木簡は、抜取穴の埋土から四七三〇点(うち削屑四六四二点)が出土した。年紀のあるものとしては、天平元年(七一九)と天平三年五月のものがある。また、天平三年十一月に設置された諸道鎮撫使の判官が見える削屑があり、天平四年の考選事務に関わる削屑が含まれている。一方、舎人親王や新田部親王の生存が確認できるので、彼らの没した天平七年までは降らず、木簡の廃棄時期としては、天平四年の考選事務処理終了後の天平五年が目安になる。内容は、多数の官司の役人の考課・選叙木簡の削屑が主体で、式部省で行われた文官全般の考選事務に関わる木簡である。役所ブロック内の遺構出土の木簡として、ここが奈良時代前半には式部省だったことを裏付ける資料となった。

井戸SE一七五〇五(展示番号164、165、173、178、181) 一九九六年

奈良時代後半の神祇官東院の井戸。東院北よりの二棟の礎石建物の間東端に位置し、掘方は東西三・五m、南北四mの円形で、井戸枠などの上部構造の抜取穴と、檜の一木割り抜きの井筒を検出した。井筒は高さ約一・八m、外径約一・一〜一・三mで、厚さは一〇〜二〇cmある。年輪年代測定の結果、養老七年(七二三)に伐採された材であることが明らかになっている。木簡は、井筒内の埋土、及び上部構造の井戸枠の抜取穴から、計二二二点(うち削屑二〇八点)が出土した。井筒内から神饌を書き上げたと思われる木簡や神社名を列記したとみられる削屑が出土し、ここが奈良時代後半には神祇官東院だったことを裏付ける資料となった。



平城宮木簡出土地点図

(奈良文化財研究所史料研究室)